労働金庫法施行規則第百三十一条第二項	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
	又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会	、同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十三条第四号ニ	その法人	その中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下この二及び第五号イにおいて「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しに係る特定承継会社（同項第五号イ及び第八十九条において同じ。）に
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十三条第四号ニ⑵	場合	場合（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十三条第五号イ	経過しない者	経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その認可を取り消した日から五年を経過しない特定承継会社であつた者）
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十九条第二項	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
	又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会	、同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社
財務省組織規則第百九十六条第三十一号ハ	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）

銀行法施行規則第十三条第二号	又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）	、農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）又は特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第二十七条において同じ。）（信託業務に係る事業を除く。）
銀行法施行規則第十三条の八第一項第四号	指定	指定又は再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下「銀行法」という。）第十二条の六十二第一項の規定による指定
銀行法施行規則第十三条の八第二項第四号	指定	指定又は銀行法第十二条の六十二第一項の規定による指定
銀行法施行規則第十三条の八第三項第二号及び第三号	掲げる指定	掲げる指定若しくは銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
銀行法施行規則第十四条の十一の十第二号ハ	及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等	、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等及び銀行法第十三条の四に規定する特定預金等
銀行法施行規則第十七条の三第二項第一号の二	又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）	、農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務を除く。）又は特定業務（同号に掲げる業務を除く。）
銀行法施行規則第三十四条の二の十第四号ハ	及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等	、株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等及び銀行法第十三条の四に規定する特定預金等
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ニ	その法人	その法人（農林中央金庫が銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その認可を取り消した日から五年を経過しない特定承継会社を含む。）
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ニ⑴	場合	場合（農林中央金庫が銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合又は銀行法第五十二条の規定により銀行法第三十六条第一項の許可を取り消された場合を含む。）